【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（最良執行方針等の適用除外等）

**第十六条の六**　法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

イ　上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　デリバティブ取引

２　法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

３　法第四十条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（最良執行方針等の適用除外等）

**第十六条の六**　法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

イ　上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　デリバティブ取引

２　法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

３　法第四十条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

（4　削除）

（改正前）

（最良執行方針等）

**第十六条の二**　法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買等（次に掲げるものを除く。）

イ　上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

２　法第四十三条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

３　法第四十三条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

４　第十五条の五の規定は、法第四十三条の二第六項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（最良執行方針等）

**第十六条の二**　法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売買等（次に掲げるものを除く。）

イ　上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。）

ロ　店頭売買有価証券の売買

ハ　取扱有価証券（法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買

二　外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

２　法第四十三条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

３　法第四十三条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

４　第十五条の五の規定は、法第四十三条の二第六項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（改正前）

（新設）